

防衛省仕様書

D S P

N 5005G

とり飯缶詰

制定 昭和52年 3月30日

改正 令和 5年 3月14日

(RICE WITH CHICKEN, CANNED)

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、非常用糧食として使用するとり飯缶詰（以下、缶詰という。）について規定する。

1.2 種類

種類は、表1による。

表1－種類

種類	物品番号	注記
とり飯缶詰	8 9 4 0 - 1 6 0 - 6 6 8 7 - 5	缶体外面OD色
とり飯缶詰、B	—	缶体外面無彩色

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、種類による。

例1 とり飯缶詰

例2 とり飯缶詰、B

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

J I S G 3 3 0 3 ぶりき及びぶりき原板

J I S Z 1 5 0 6 外装用段ボール箱

J I S Z 1 5 0 7 段ボール箱の形式

J I S Z 1 5 7 1 食品缶詰用金属缶の仕様

飲食料品及び油脂についての検査方法（昭和51年農林省告示第1074号）

しょうゆの日本農林規格（平成16年農林水産省告示第1703号）

日本無機薬品協会規格 けい酸ナトリウム（けい酸ソーダ）

N D S Z 0 0 0 1 包装の総則

N D S Z 8 0 1 1 角形銘板

N D S Z 8 2 0 1 標準色

b) 法令等

計量法（平成4年法律第51号）

食品衛生法（昭和22年法律第233号）

装備品等の製造設備等の認定に関する訓令（昭和50年防衛庁訓令第44号）

農産物規格規程（平成13年農林水産省告示第244号）

2 製品に関する要求

2.1 認定

この缶詰には、装備品等の製造設備等の認定に関する訓令が適用される。

2.2 全般

この缶詰は、食品衛生法及び関連規則に基づき製造されたものでなければならない。

2.3 材料

材料は、表2による。

表2-材料

項目	規定又は基準		
玄米	当該年産のものとし、農産物規格規程に定める水稻うるち玄米の2等以上		
鶏肉	a) 無骨で肉質、形態、色沢、香味及び鮮度良好なもの b) 内臓、羽毛などの不純物が混入していないもの c) 疾病などによる廃鶏肉を使用してはならない。		
玉ねぎ	鮮度良好で病虫害、変敗、きずなどのないもの		
しょうゆ	しょうゆの日本農林規格のこいくちしょうゆ		
食塩	精製塩		
砂糖	上白糖（水分1.5%以下、糖度96.0%以上）		
グルタミン酸ナトリウム	L-グルタミン酸ナトリウム99.0%以上を含む。		
5' - リボヌクレオチド二ナトリウム	白色の結晶性粉末で、無臭のものとし、次による。 区分 5' - イノシン酸二ナトリウム 5' - グアニル酸二ナトリウム 含有比 1 1 含量 97.0%～102.0%（無水物換算） 水分 26.0%以下		

2.4 加工

加工は、次による。

2.4.1 前処理

前処理は、次による。

- a) 玄米をとう精（管理上とう精度は91%を標準とする。ただし、とう精歩留りは契約担当官等の承認を受けるものとする。）して精米とし、十分に選別の上、2.4.3を基準にし、1仕込み分を洗米（水漬け）した後、水切りをする。
- b) 鶏肉は、十分に選別の上、適当な大きさに切断し、2.4.3を基準にして1仕込み分を湯通しし、水切りをする。
- c) 玉ねぎは、十分に選別の上、鬼皮など不可食部を取り除き、よく水洗いし、水切り後みじん切りにする。

2.4.2 ひょう（秤）量

ひょう（秤）量は、2.4.3を基準にして2.4.1の材料及び2.4.3の調味液材料を1仕込み分それぞれひょう（秤）量する。この場合、仕込み単位ごとに差があつてはならない。

2.4.3 配合

配合は、1缶当たり表3を標準とする。

表3-配合 単位 g

材料		配合	注記
主原料	精米	140	洗米（水漬け）前の質量を示す。
	鶏肉	48	切断後の質量を示す。
	玉ねぎ	16	
調味液	しょうゆ	9	—
	砂糖	4	
	食塩	2	
	グルタミン酸ナトリウム	0.1	
	5' - リボヌクレオチド二ナトリウム	0.02	
	水	適量	

2.4.4 混合

混合は、2.4.2でひょう（秤）量した材料を、主原料と調味液とに区分して、それぞれよく混合調整する。

2.4.5 肉詰め

肉詰めは、2.4.4で混合調整された主原料を総仕込数で除した質量を1缶分とし、ひょう（秤）量肉詰め（肉詰めの際の配合は若干の変動があってもよい。）した後、2.4.4で混合調整された調味液の計算量をひょう（秤）量して注液する。この場合、主原料が液面に露出してはならない。

2.4.6 蒸煮

蒸煮は、蒸煮箱中で十分炊き上がるまで行う。

2.4.7 卷締め

卷締めは、蒸煮後直ちに行う。ただし、真空度及び品質確保のために缶内中心温度を調整するに要する時間的余裕を設けても差し支えない。

なお、卷締めを終了した缶詰は、殺菌、検査など以後適正な加工方法により製品とする。

2.5 内容量（乾燥固形量）

内容量（乾燥固形量）は、142g以上とする。

2.6 品質

品質は、次による。

2.6.1 水分

水分は、58%～62%とする。

2.6.2 真空度

真空度は、33.3kPa以上とする。

2.6.3 水分の分布

水分の分布は、良好でなければならない。

2.6.4 外観

外観は、缶体にさび、汚れ、きず及び塗膜はく離の甚だしいものもなく、卷締部その他の部分に影響のある変形（き裂などを含む。）がないものとする。

2.6.5 音響

音響は、膨張などによる音響不良があつてはならない。

2.6.6 品位

品位は、次による。

- a) 炊き方が十分で、炊き崩れなどがないものとする。
- b) 配合、混合状態が良好であり、異物などの混入があつてはならない。
- c) 色沢は、良好でなければならない。
- d) 香味良好で、異味異臭がないものとする。
- e) 主原料（精米以外のもの）の形態、大きさは適当でなければならない。ただし、玉ねぎは、切片が目立たないものとする。

2.7 容器

容器は、JIS Z 1571によるほか、表4による。

表 4 一容器

単位 mm

種類	材質		板厚		内径 ^{a)}	高さ ^{b)}	内容積 ^{c)} (ml)
	胴	底蓋及び蓋	胴	底蓋及び蓋			
ツナ 1号缶	J I S G 3303による。		0.23	0.26	98.9	59.3	402.0

注記 寸法などは、標準を示す。

注^{a)} 内径の許容差は、±0.1mmとする。

注^{b)} 高さの許容差は、±0.5mmとする。

注^{c)} 内容積の許容差は、±2%とする。

2.7.1 外面の彩色

外面の彩色は、次による。

- a) 容器の外面は、“とり飯缶詰、B”を無彩色とするほか、塗装又は印刷により彩色する。ただし、缶蓋の巻締部付近及び缶胴の接合部付近は彩色しない。
- b) 塗料及び印刷インキは、食品衛生上適切な品質で、付着性及び耐候性のよいものを使用する。
- c) 色は、NDS Z 8201の色番号2314(OD色7.5Y 3/1)を標準とする。

2.7.2 内面塗装

容器の内面は、エポキシフェノール系塗料又はこれと同等以上のものを用いるものとし、食品衛生上適切な品質で、付着性のよいものを使用する。

2.7.3 密封

容器の密封は、完全でなければならない。

3 品質保証

3.1 試料の抜取り

試料の抜取りは、飲食料品及び油脂についての検査方法の第1方式検査方法による。ただし、包装及び包装の表示については、抜取箱数を試料とする。

3.2 ロットの大きさ

ロットの大きさは、原則として最大1日の製造数量とする。

3.3 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は、表5によるものとし、端数がある場合は、これに準じて行う。

表 5－包装

区分	規定	要領
外装	段ボール箱 <ul style="list-style-type: none"> a) JIS Z 1506の両面段ボール箱4種とする。 b) 箱の形式は、JIS Z 1507の0201とする。 c) 寸法は、2.7に規定する缶24缶を1段12缶の2段積にできるものとする。 d) 箱の接合は、平線又は接着剤による。 	1. 缶詰24缶及び缶切4個を段ボール箱に収める。 2. 外フラップと内フラップは、接着剤で接着する。 3. テープで上下面ともI形に封かんする。 4. 海上自衛隊用の製品には、包装用バンドを外フラップの接合線と直角の方向に二字に掛け、締め付ける。
	接着剤 日本無機薬品協会規格 けい酸ナトリウム（けい酸ソーダ）又はこれと同等以上のものとする。	
	テープ 幅50mm以上のものとする。	
包装用バンド 幅15.5mm以上のものとする。		

4.2 包装の表示

包装の表示は、次による。

4.2.1 個装の表示

個装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、食品衛生法及び計量法の規定に基づき、次の表示を行う。

- a) 缶蓋の表示は、図1に示す2段表示又は3段表示のいずれかの表示を行う。ただし、打ち出し表示を行う場合は、打ち出しによって缶に亀裂などが生じないようにする。

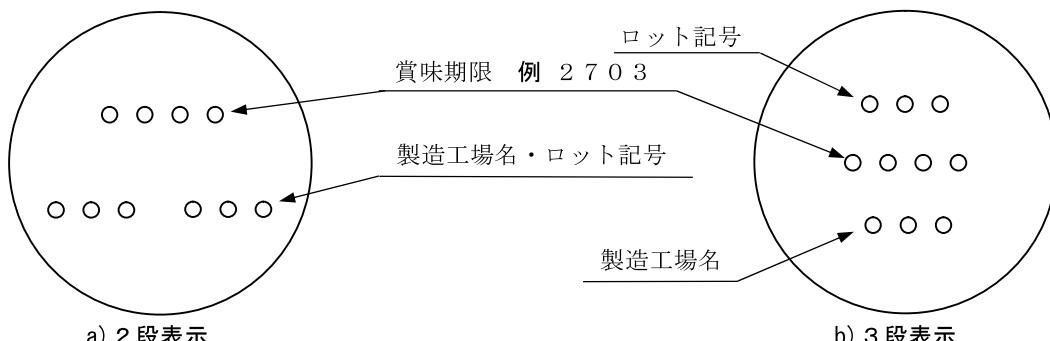


図1－缶蓋の表示

- b) 缶胴部の表示は、図2に示す表示を黒でにじみ及び退色しにくいものを用いて鮮明に印刷する。

使 用 法	原 材 料 名
沸騰湯中で約25分間以上加熱すれば、通常3日間は喫食できるが、食前に温めれば更によい。	精米、鶏肉、玉ねぎ、しょうゆ（小麦を含む）、砂糖、食塩、調味料（アミノ酸等）
	内 容 量 355g
	防 卫 省
	製造所固有記号は、缶蓋下段に記載

注記1 食品衛生法及び関連規則に基づき名称、原材料名等（添加物に含まれる特定原材料等を含む。）を記入する。

注記2 用字及び書体は、NDS Z 8011による。

図2－缶胴部の表示

4.2.2 外装の表示

外装の表示は、NDS Z 0001の表示・標識によるほか、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次

に示す項目を2面及び4面に行う。また、5面及び6面には、品名（製品の呼び方）及び転売禁止が確認できる表示をする。

a) 調達要求元の標識 防衛省

b) 用途 非常用糧食¹⁾

c) 物品番号

d) 品名（製品の呼び方）

e) 内容量 355g×24缶

f) 質量²⁾

g) 寸法³⁾

h) 調達年度（納期の年月）

例 2023年度調達品（2024.3納）

i) 契約の相手方の名称又はその略号

j) 賞味期限

例 賞味期限 2027.3

k) ロット記号

例 ○○○

l) 転売禁止表示

例 転売禁止

注¹⁾ 楷書で朱書する。

注²⁾ 見掛質量として、平均質量(kg)を記入する。

注³⁾ 縦×横×高さの外のり寸法(cm)を記入する。

5 その他の指示

5.1 承認用見本等

契約の相手方は、製作に先立ち、玄米について契約担当官等の確認を得るとともに、承認用見本として製造仕様書を添付した製品6缶を契約担当官等に提出し、内容物の品位、個装の表示及び色について承認を得なければならない。

5.2 保証期限

この製品の屋内貯蔵による変質などの保証期限は、3箇年（次年度4月1日から起算する。）とする。

5.3 缶切

缶切は、次による。

a) 構造は、図3を標準とし、折り畳み式とする。

b) 性能は、JIS Z 1571のツナ1号缶を25缶以上切れるものとする。

c) 刃部及び柄部とも防せい処理を施すものとする。

d) 包装は、缶切1個ずつ連量18.1kg以上のろう引き紙に包み、更に4個をまとめてポリエチレン袋に入れ封をする。

単位 mm

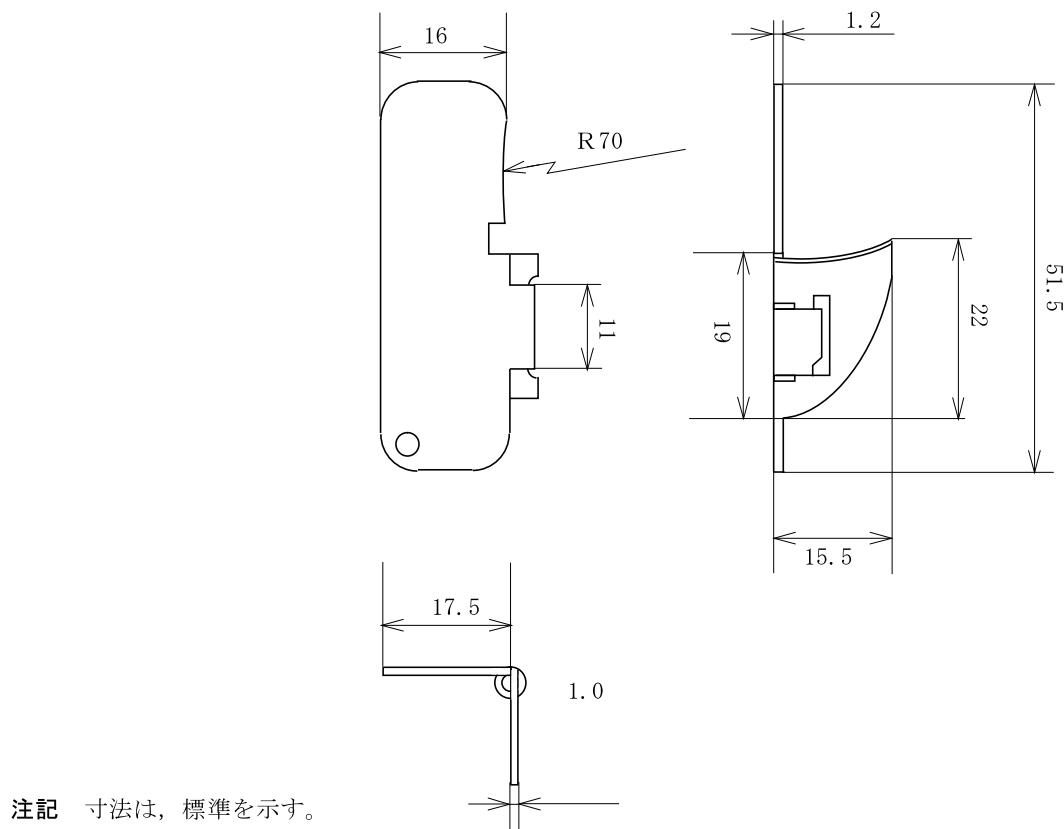


図3—缶切